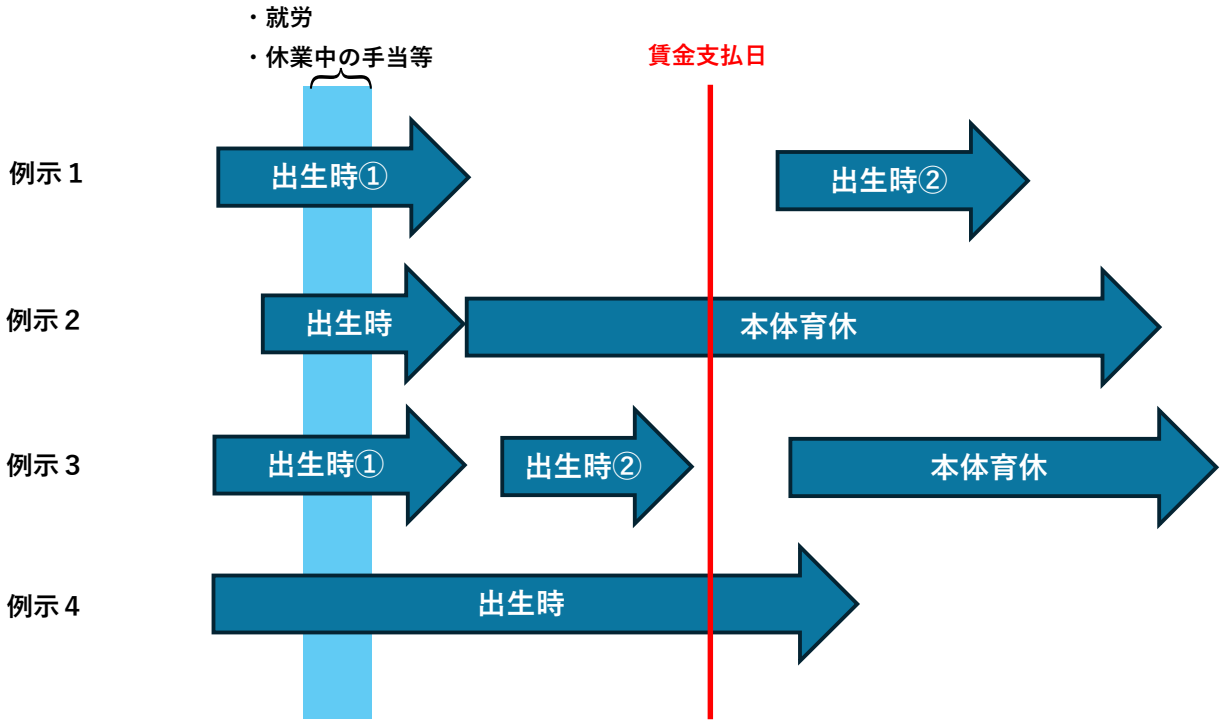
出生時育児休業期間を対象とした賃金の取り扱い（R8.8.1以降休業開始した場合）

これまでは出生時育児休業期間を対象とした賃金は支払日に関係なく申告対象であったが、今後は以下の例示のとおりとなります。



出生時①で支払われた賃金額を申告する必要があります。

本体育休で（出生時の分）支払われた賃金額を申告する必要があります。

申告不要

出生時で支払われた賃金額を申告する必要があります。

●出生時育児休業期間に就労等した日数・時間に応じて支払われた額
就労した場合の賃金のほか、出生時育児休業期間に応じて支払われる手当等を含みます。なお、通勤手当、家族手当、資格等に応じた手当等が、就労等した日数・時間にかかわらず一定額が支払われている場合は含みません。

● 就業規則等で月給制等となっており、出生時育児休業期間を含む賃金月において賃金が減額されなかった場合は、日割計算※をして得られた額（小数点以下切り捨て）
※「支払われた賃金額」×「出生時育児休業取得日数」÷「出生時育児休業期間中に支払日のある賃金支払対象期間の日数」
例　支払われた賃金額(30万円)×出生時育児休業取得日数(28日)　＝28万円
賃金支払い対象期間の日数(30日)

● 出生時育児休業期間中の支払日において賃金が減額されているが、出生時育児休業期間を対象として減額した日数・時間が特定できない場合は、「①出生時育児休業期間中の支払日に減額がなかった場合の賃金額を日割計算※して得られた額（小数点以下切り捨て）」から「②出生時育児休業中の支払日に減額された賃金の額」を減じた額
※「減額がなかった場合の賃金額」×「出生時育児休業取得日数」÷「出生時育児休業期間中に支払日のある賃金支払対象期間の日数」

ハローワーク飯田橋　雇用継続課
電話：０３－３８１２－８６０９（１１＃）